

地域活性化施設使用料（冷房機使用料）について

- 竹富町地域活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則第8条（使用料の免除）にあたらぬ申請者には竹富町地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第7条 別表2に定める 中野地区活性化施設使用料金が発生しまた、冷房料金

わいわいホール：1時間3,000円

会議室 ：1時間 100円 とする。

但し、第8条（使用料の免除）に該当しない町民の使用に関して施設料は頂かず、冷房料金のみにする。

従って、ホールに設置されてる冷房機1台につき、1時間1,000円とし、3台以上は3,000円とする。

（冷房機台数 ホール：3台、舞台1台、会議室：1台あり）

- 施設使用後、変更の連絡がなければ申請者宛に納付書を郵送いたします。

申請書には下記のようにご記入ください。

使用施設名			
使用日時	令和 年 月 日	時 分 ~	時 分
管理人開閉時間	開ける時間 時 分	閉める時間 時 分	
使用室名			
使用目的			
使用設備備品			
特別の設備備品	冷房機 2台 3時間使用		
参加対象		参加予定人数	名
使用後の整理清掃等の方法	原状回復		
使用料 (記載しないで下さい)			
備考			

皆様のご理解ご協力の程、お願い致します。

竹富町役場

記入注意点

竹富町地域活性化施設使用許可申請書

竹富町長様

申請者住所

申請日 令和 年 月 日

職場 (団体名)

代表者氏名

連絡先電話番号

**すべての項目
もれなく記入**

竹富町地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第5条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき申請します。

使用施設名			
使用日時	令和 年 月 日	時 分	～ 時 分
管理人開閉時間	開ける時間 時 分	閉める時間	時 分
使用室名			
使用目的	<p>できるだけ詳しく記入</p> <p>わいわいホールのホール、会議室のみ記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 冷房機の使用の有無 ✓ 使用台数(最大3台) ✓ 何時間使用 <p>例:冷房機2台、4時間使用</p>		
使用設備備品			
特別の設備備品			
参加対象		参加予定人数	名
使用後の整理清掃等の方法	原状回復		
使用料 (記載しないで下さい)	<p>冷房機台数×使用時間で使用料を計算し、納付書を郵送します (わいわいホールのホール、会議室が対象)</p> <p>※竹富町地域活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第7.8条に準ずる</p>		
備考			

※竹富町地域活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則を遵守すること。

上記のとおり許可して良いですか。			
町長	副町長	課長	係

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成14年竹富町条例第4号（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、竹富町地域活性化施設（以下「活性化施設」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 活性化施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

(使用許可の通知)

第3条 町長は、前条の規定に基づき許可を与えた場合は、使用許可書（第2号様式）により、申請者に許可書を交付しなければならない。

(使用許可の変更)

第4条 前条の規定により、許可の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに使用許可変更申請書（第3号様式）を添えて町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 町長は、管理上必要があると認めるときは、第2条の使用の許可について、使用の制限、その他必要な条件を付することができる。

- 2 町長は、使用者が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるときは、使用を許可してはならない。
- 3 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、使用を許可しない。
- 4 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 使用者は、許可された目的以外に使用してはならない。

(使用の停止又は取消し)

第6条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 条例、その他これに基づく規定又は命令に違反したとき。
 - (2) 町長が管理上必要があると認めるとき。
 - (3) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
- 2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生ずることがあっても、町はその賠償の責を負わない

(使用料の納付)

第7条 使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、使用者の願出によりそれ相当の理由があると認められるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国・県の行政機関が使用する場合 全額
- (2) 竹富町機関が使用する場合 全額
- (3) 町民の社会教育の活動及び福祉の向上を図る目的で使用する場合 全額
- (4) 町内の公共的性格を備える団体、若しくはグループが地域文化の振興、産業の振興及びこれ等に類すると認められる目的で使用する場合 全額
- (5) その他、公益上特別な理由があると町長が認める場合 2分の1の額

別表2（第7条関係）

中野地区活性化施設使用料金表

種類	区分	基本使用料						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
わいわいホール	入場料を徴収しない場合	平日	8,300	11,100	16,700	19,400	27,800	36,100
		土・日曜祝祭日	10,000	13,300	20,000	23,300	33,400	43,300
	入場料を徴収する場合	平日	12,500	16,700	25,100	29,100	41,700	54,200
		土・日曜祝祭日	15,000	20,000	30,100	34,900	50,000	65,000
会議室	竹富町内の住民	平日	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		土・日曜祝祭日	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	上記以外の者	平日	1,100	1,500	2,200	2,600	3,700	4,800
		土・日曜祝祭日	1,300	1,800	2,600	3,100	4,400	5,800
調理室	竹富町内の住民	平日	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		土・日曜祝祭日	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	上記以外の者	平日	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		土・日曜祝祭日	無料	無料	無料	無料	無料	無料

備考

※ 超過料金：使用時間を超過して使用する場合は、1時間（30分未満は切り捨て30分以上は1時間とみなす。）限度として次の使用料を徴収する。

- (1) 12時～13時までの1時間については午前使用料の3分の1の額
- (2) 17時～18時までの1時間については午後使用料の3分の1の額
- (3) 22時～23時までの1時間については午後使用料の3分の1の額

※ 営利・宣伝を目的とする使用：商業宣伝、若しくは、営利、又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は使用料は、当該使用料の20%増額した額とする。

※ リハーサル等のため、使用する場合は使用料は、当該使用料の50%減額した額とする。

※ 冷房料金：冷房料金は次のとおりとする。

- (1) わいわいホール 1時間につき3,000円
- (2) 会議室 1時間につき100円

※ 使用料の算定において、100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げ100円とする。